

2020年度 甲南大学大学院 入試問題

区分	研究科	専攻	試験科目	試験時間	試験日
修士一般 (2次募集)	社会科学 研究科	経済学専攻 税理コース	租税法	60分	2020年2月15日

次の2問のうち、いずれか1問を選択して解答しなさい。

1. 日本国憲法における租税の規定について、その内容と趣旨について述べてください。
2. A社は、製造業を営む内国法人たる株式会社（以下「A社」という。）であり、1月1日から12月31日までが上記法人の事業年度である。

甲は、A社の代表取締役である。年齢は還暦をすでに過ぎており、A社退社後の老後の生活を心配した甲は、退職に向けて、A社が従業員の福利厚生目的で保有していた淡路島に所在する戸建別荘（以下、「本件不動産」という。）に着目した。すなわち、A社から甲に対して、本件不動産を購入時の帳簿価格の4,000万円で売却し、その後甲がそれを賃貸して得られる収入によって甲の生活の足しにできるようにしようと考えた。

そこで、A社は取締役会決議を経た上で、令和1年12月31日に本件不動産の売買契約を甲と締結し、同日、甲はA社に対して売買代金4,000万円の全額を支払った。

なお、本件不動産の時価は、近年の淡路島へのアクセスの利便性の向上の結果、令和1年12月31日時点では6,000万円になっていた。

以上の事案について、以下の設問に答えなさい。解答にあたり、同族会社等の行為計算否認規定の適用はないものとする。また、租税特別措置法は考慮しないものとする。

〔設問〕

- ① A社の平成31年1月1日から令和1年12月31日までの事業年度の「所得の金額」の計算において、甲への本件不動産の売却に関して、「益金の額」への計上は法人税法上どのようにすべきか。関連する根拠条文とその趣旨に触れつつ、益金となる金額とその理由を述べなさい。
- ② A社の平成31年1月1日から令和1年12月31日までの事業年度の「所得の金額」の計算において、甲への本件不動産の売却に関して、「損金の額」への計上は法人税法上どのようにすべきか。関連する根拠条文とその趣旨に触れつつ、損金となる金額とその理由を述べなさい。